

神崎町 小中学校

部活動の方針

概要版



平成31年4月

神崎町教育委員会

1 はじめに

部活動は、体力や技術の向上はもとより、基本的な生活習慣を身に付けたり、マナーや言葉遣い、コミュニケーション力など、学年を超えた人間関係の中で様々な学びが期待でき、「生きる力」を育む上で重要な活動と言えます。また、日頃の練習の成果を大会やコンクール、発表会等で発揮することにより、達成感や充実感、場合によっては悔しさなどを味わうことは、バランスのとれた人間形成に役立つものでもあります。

しかしながら、変化の激しい今日の社会情勢の中、いじめや問題行動の発生、価値観が多様化した子供や保護者への対応、少子化に伴う児童生徒や教員の減少等、部活動を取り巻く環境は複雑化し、地域や学校によっては存続の危機にもあります。

一方で、過度の活動による弊害も指摘されており、児童生徒の心身にとってより良い成長を促していくには、部員一人一人に対するきめ細かな指導とともに、休養日や一日の活動時間などの適切な設定が必要です。

平成30年3月には、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいて、都道府県は、国のガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定するよう示されたことから、県教育委員会でも、千葉県の方針を策定し、県のガイドラインにそれを反映させ、改訂されました。

そこで、本市でも国のガイドラインに則るとともに県のガイドラインを参考にしながら部活動の方針を定めた「神崎町小中学校部活動の方針」を示すこととしました。策定に至っては、香取地域の一市三町が同じ認識を共有していくために、「香取地域部活動検討委員会」を組織し協議をするとともに、各種団体のヒアリング等を実施しながらとりまとめました。

各学校においては、従前行われてきた指導方針や練習方法を安易に継承するのではなく、部活動に対する意識を改革し、練習時間の在り方や休息の取り方等、多方面から検証することが必要であり、特に、運動部活動においては科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果の得られる合理的でかつ効率的・効果的な指導の実施が求められます。そして、なにより神崎町の児童生徒にとって一層有意義な部活動となるよう期待します。

2 部活動の意義

- スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進につながる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 自らの趣味や興味・関心を深く追求し、その伸長を図る。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

3 適切な休養日等の設定

① 適切な活動時間等

部活動は、様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、児童生徒ともに無理や弊害を生むという指摘もある。また、児童生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点からも、部活動の適正化が必要である。

そこで、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、文化部とともに次の基準を定める。

●適切な活動時間

長くとも、平日の練習時間は2時間程度までとし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は3時間程度までとする。

これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

●休養日の設定

学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。

長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、児童生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

●小学生への配慮

小学校段階については児童の心身の発達の程度を考慮し、練習時間や休養日の設定にさらに配慮するものとする。

なお、朝練習は原則行わないものとするが、活動の必要性が生じた場合は、教育委員会と協議する。

4 保護者等との連携

① 保護者の理解

部活動の指導対象は子供であるが、保護者の理解・協力は欠かせない。児童生徒の考えが様々であるように、保護者にも様々な考えがあり、また、子供とその保護者の考えが必ずしも同一とは限らない。部活動を運営するに当たり、年度当初の保護者会だけでなく、機会を捉えて、保護者や地域の意見を聞いたり、顧問の考えを伝えたりする場を設けるなどし、保護者や地域の理解を得ることは大変重要である。この意思の疎通が、保護者や地域の部活動に対する応援にもつながり、指導の効果を一層高めることにもなる。

② 保護者への協力依頼

大会の応援や引率時などにおいて、保護者の協力を求めることも考えられるが、仕事や家庭の理由などにより都合の付かない保護者も存在することから、過度な協力要請にならないよう次の点に十分な配慮が必要である。

＝保護者との連携を深める方策＝

- 年間計画や練習計画（練習試合を含む）の案内
- 大会結果等、活動状況の報告
- 遠征や物品の購入等、必要経費の説明【必須】
- 保護者会等の開催
- 負傷や疾病時の対応方法の説明

5 けがや事故の防止

① 発達段階や体調に応じた指導

特に運動部活動は、体を動かす活動が中心のため、けがや事故が起きる可能性が高いと言える。また、児童生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指すことから、思わぬ事故が起きる場合もある。けがや事故を防ぐためには、顧問が指導技術を高めることはもちろんだが、一人一人の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、児童生徒にとって無理のない練習となるよう留意するとともに、その日の環境条件や子供一人一人の体調等の確認が必要となってくる。

また、大会での入賞や試合での勝利が目標（目的ではない）の一つになることが多いため、心身に負担のかかる練習も行われることがある。子供によっては、けがや体調不良を言い出せなかったり、隠したりするなど、我慢をして練習をした結果、さらに悪化して長期化したり、試合を断念せざるを得なかったりする場合も考えられることから、顧問は以下の点に十分に配慮する。

ア 子供一人一人を常に注意深く観察し、普段とは違う異変を感じた際にはまずは練習を止めさせ、子供からよく話を聞くとともに、学級担任や養護教諭、保護者と連携しながら適切に対応する。

イ 自分の体に違和感があったり体調が優れなかったりする場合は、いつでも顧問に申告や相談できる雰囲気をごろから作っておく。

② 熱中症への対応

近年の温暖化による熱中症への対応は、十分な知識と正確な対応が必要であり、特に気象庁や環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数（WBGT）を注視する。地域に高温注意情報が発せられた場合、その時間帯における屋外の活動は原則として行わない。また、屋内の活動についても十分に配慮する。